

【会計年度任用職員登録者募集内容】

申込期間	令和5年1月4日(水)～令和6年1月31日(水) 随時受付 8時30分～17時15分まで ※令和5年4月1日任用の場合の申込期間 令和5年1月4日(水)～令和5年2月28日(火)
応募方法	所定の申込書に必要な事項を記入のうえ、写真を貼って総務課へ提出してください
職種	事務補助・調理員・土木作業員など
その他	申込書は、総務課で配布またはホームページをご覧ください

※委託職員（施設管理人・バス運転手等）も募集しております。
※表中の赤字の箇所は、12月28日追記。



令和5年度会計年度任用職員募集
会計年度任用職員登録者募集

総務課 人事電算係 ☎65・1100

令和5年度に任用する「会計年度任用職員」の登録者を募集します。任用は、令和5年4月1日～令和6年3月31日の範囲となり、登録された方から選考を経たうえで任用します。登録された方が必ず任用されるものではありません。

手当金



傷病手当金適用期間の延長
新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の申請はお済ですか

保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

○桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ
新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかった場合（適用期間内で左記の要件を満たす方に限る）について、傷病手当金を支給します。

【適用期間】令和2年1月1日～令和4年12月31日
令和2年1月1日～令和5年3月31日まで延長
【傷病手当金の対象となる方】
次の4つの要件をすべて満たす方。
① 給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
② 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなったこと
③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

お知らせ



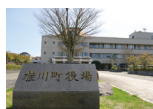
償却資産（固定資産税）申告
申告をお忘れなく

税務課 税務係 ☎65・1076

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のことで、事業を営んでいる人は申告の義務があります。

【対象資産】会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産（1月1日現在）
【申告期限】令和5年1月31日(火)

木曜日は
19時まで窓口延長



桂川町役場では、祝日を除く毎週木曜日は、19時まで下記の部署で窓口の延長を行っています。なお、一部対応できない業務もありますので、来庁する際は各部署へ事前にご連絡をお願いします。

課名	問合先
住民課	☎65・3301
税務課	☎65・1076
保険環境課	☎65・1097
水道課	☎65・3241
建設事業課	☎65・3330
学校教育課	☎65・1149